

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京都府

## 2 構造改革特別区域の名称

京都 I T人材育成特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

京都府の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

京都府では、京都が培ってきた人材や知的資源、文化を活かし、多様なネットワークと活動・創造の場づくりを進め、「活力の京都」の実現に向けて、起業環境の整備や国際競争に対応できる産業の集積等を重点目標として掲げる中、顧客視点に立ったサービスの提供や中小企業の第二創業支援を始め、新京都ブランドの育成、創造的中小企業（ベンチャー）のステップアップ促進のための支援などに関係機関と連携し、取り組んでいる。

また、京都府は、「京都デジタル疎水ネットワーク（高速大容量の光ファイバによる情報通信ネットワーク。以下「デジタル疎水」という。）」の整備や知的資源の集積など京都の特性・潜在力と I Tの最新動向を踏まえ、地域と人を結び、交流連携を促進し、科学技術と生活、文化、自然が結びついた人間性豊かな I T先進地づくりを目指す「地域と人をむすび育てる I T活用プラン」を平成 1 5 年度に策定し、教育・人づくり、地域活性化、先端技術活用、デジタルアーカイブなどの分野で、デジタル疎水を中心とした I T活用を推進してきており、府内の情報化は急ピッチで進展している。また、デジタル疎水については、京都における公的情報通信基盤の中核を担っているが、広範な利活用が求められる第 2 段階に入っており、関係者との連携のもと、デジタル疎水の一層の利活用を通じ、府民生活の向上、個性ある生き生きとした地域づくりに寄与していく必要がある。

府内の雇用情勢の面では、I T等情報通信分野や介護・医療等のサービス分野を中心に求人が増加するとともに、「京都府雇用創出・就業支援計画」（推進期間：平成 1 4 年度～1 7 年度）に基づく「緊急雇用対策」を通じた雇用の下支え効果もあり、平成 1 9 年 2 月の有効求人倍率は 1.01 倍と、平成 1 8 年 3 月以降 1 2 月連続で 1 倍台を維持している。

しかしながら、同計画の雇用創出見込数 62,000 人の約半数が臨時雇用と見込まれることや、フリーター等不安定な就業状態にある若年層の増加や就職も進学もしていない「ニート」といった若年無業者の増加に加え、求人の増加がすぐに就職に結びつかない

原因の一つとされている「雇用のミスマッチ」があること、また年齢間、地域間、業種間における格差も生じていることから、今後は、臨時雇用から常用雇用等安定的な雇用への転換をはじめ、これらに対応したきめ細かな雇用対策の推進が求められる。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### 〔IT人材輩出による産業の活性化〕

京都産業については、電子・情報機器関連を軸に将来が展望できる産業構造が形成されつつあるものの、構造不況型産業の比重が高いことから、依然としてまだまだ厳しい状況に置かれている。

本府産業の活性化・競争力強化を図っていくためには、ITの発展を背景に、高度な情報処理技術を備えたIT人材を育成することが重要な要素となってくる。

こうした時代の要請に応え、質・量ともに充実したIT人材を育成するためには、情報処理技術者の資格取得を奨励・促進させていくことが必要である。この点において、「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試験」は、情報処理に関する国家試験のうち最も基本となる資格として位置付けられており、これらの資格取得者を増やすことはIT人材の裾野を拡大し、第一線で活躍することが期待できる人材の輩出を促すことにもつながり、もって、本府の産業の活性化・競争力強化に資するものである。

### 〔若年者等の雇用拡大〕

情報処理技術者試験については、企業や大学等からも高い評価を得ており、優遇制度が設けられるなど就職や進学に有利とされるだけでなく、個々の職業能力の開発においても広く活用されており、この資格を取得することは、フリーター等不安定な就業状態にある若年者や「ニート」といった若年無業者の就職対策や、「雇用のミスマッチ」の解消を図る上で、効果があるものと考えられる。また、ITの高度化や情報化の進展・拡大に伴うサービス集積型経済の極大化など、社会や経済が急速に変化している昨今にあっては、より一層時代のニーズに応え得る人材を育成することが求められるため、職業能力開発の改善・充実も継続して行われていくことが必要である。加えて今後、一層の少子化が加速し、若年層の労働者人口が大幅に減少していくことから、若者一人ひとりの個性や能力を最大限に引き出すことができるような職業能力開発を積極的に支援していくことが求められている。このため、若者の職業能力開発を進めていく上で最も強みとなり得るIT関連の資格取得を促進するところに本計画を実施する意義がある。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### 〔受験者の負担軽減・合格者数の増〕

本特例措置の対象である「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」は、情報処理に関する国家試験のうち最も基本となる資格として位置付けられているが、これらの国家試験に合格するためには、コンピュータの基礎知識のほか、経営管理、情報化戦略、財務会計・管理会計、著作権等の関連法規に至るまで、広範で基礎的な知識を、効率的・体系的に学習することが求められる。

一方、全国のデータでみると、これらの試験の受験者は高水準で推移しているものの、合格率は伸び悩んでいる状況にある。これは、午前と午後いずれの試験とも同時に合格基準を満たさなければならないことによるところが大きいと考えられる。

そこで、本特例措置を活用することで、本特例措置に基づく講座開設事業を予定する事業者においては、情報処理技術者の効果的な育成を図るための教育内容の整備が更に進められることから、受験者は、当該事業者のもとで効率的かつ体系的な学習が可能となることに加え、午後に実施される実務試験への対策に集中できることから、相対的に受験者の本番試験での負担が軽減されるとともに、受験機会の増加にもつながり、その結果として、当該試験の合格率及び合格者数の増加は十分に期待できる。

### 〔高度なIT人材の輩出・裾野拡大〕

本特例措置の対象である「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の午前試験は択一式問題であるため、受験者によっては断片的な知識取得を偏重する弊害があったが、午前試験免除により、受験者は効率的な学習による体系的な基礎知識の上に、より応用力を重視した技術の習得が可能となる。こうした体系的な基礎知識と応用力を得た者も中から、より高度な分野の資格や技術取得を持ついわゆる「ITスペシャリスト」を目指す若者たちの増加が期待でき、このことは中・長期的に見ればより多くの優秀なIT人材を育成、輩出することにつながり、IT人材の裾野の拡大を図ることが期待できる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### 〔IT関連産業の振興とその他の産業のIT化〕

近年の情報化の急速な進展は、社会構造や産業構造にも大きな影響を及ぼしており、府内企業においても早急な情報化促進の必要性が求められている。

本特例措置を講ずることにより、高度IT人材が多数輩出されることが期待されることから、IT関連産業を中心に、各企業の求める情報技術に関する一定の知識・技能を持ち、部門内又はグループ内の情報化をエンドユーザーの立場から推進できる人材の確

保が促進される。また、IT化の取り組みが遅い企業においても、デジタル技術やネットワーク化が急激に進展する中で、その利活用により経営を高度化していかなければならず、また、新たな事業分野の開拓や新商品開発を行う場合等には、あらゆるIT需要に対応することが必要とされる。そのため、ITスキルを有する人材が求められるが、IT人材の裾野の拡大により必要な人材の供給が容易となる。結果として、各企業においては、事務作業のスピード化や業務の効率化・改善等が進み、生産性や商品・サービスの向上へとつながるなど、新たなビジネスチャンスの創出が容易となる環境が整備され、企業の競争力が高められるとともに、将来における企業のさらなる発展の一助となることが期待される。

### 〔企業ニーズに即した職業能力の開発(IT資格取得の促進)〕

府内の職業別常用職業紹介状況(平成17年度・京都労働局調べ)によると、「情報処理技術者」の新規求人倍率は3.53倍で、専門的・技術的職業の全体平均(1.95倍)を大きく上回るなど、府内企業における情報処理技術者の需要は高く、また、初級システムアドミニストレータ試験や基本情報技術者試験の資格取得は、IT関連企業への就職には必須、その他の業種でも企業側のニーズが高いことから就職面で非常に有利とされるとともに、個々の職業能力の開発においても広く活用されている。

本特例措置を講ずることにより、当該試験の合格率や合格者数を向上させ、IT資格の取得を促進することにより、若年者を中心として企業ニーズに即した職業能力の開発を目指していく。

また、受験者の午後試験の負担が相対的に軽減されることから、府内の大学生や就業者に、より高度な資格取得を喚起し、更に高度な人材育成へと導くことが可能となる。これにより「就職に必要な力」を備えた有望なIT人材が地域企業で就業するようになり、あるいはITを利用して起業を志す者となり、地域産業の振興へとつながるものと考えられる。

さらに、より一層のIT関連施設の増加、人材の確保、情報の集積化も期待でき、府内中小企業のITを活用しての更なる業務の活性化が図れ、府内の若年者の新たなIT関連技術者としての雇用創出が期待できる。さらに、社会人の資格取得の促進が、情報サービス企業や一般企業のIT部門への転職を生み出し、新たな雇用創出が期待できる。

## 8 特定事業の名称

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1131(1143,1145) | 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 |
| 1132(1144,1146) | 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業         |

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### 〔デジタル疎水の利用促進〕

デジタル疎水は、行政、防災、教育などの公的な情報通信基盤として幅広く利用されているが、ITが大きく進展する中、「いつでも、どこでも、誰でも」の視点を持って、デジタル疎水（IT）の更なる活用を通じて、府民生活の一層の向上や魅力ある地域づくりに取り組んでいく。

そのため、各行政分野での積極的な利用と民間利用の促進を目指し、次のような施策を推進する。

#### (1) デジタル疎水の各分野での活用の推進

（通信・放送分野での活用）

地域からの情報発信を促進するに当たって、自治体等から放送局への映像素材の収集のための利用の拡大 等

（地上デジタル放送での活用）

放送事業者（NHK京都、KBS京都）と連携し、防災情報を中心とした行政情報を提供 等

（文化・産業振興での活用）

府営工業団地やインキュベーション施設での利用の推進 等

（教育での活用）

府立学校への校内LAN、パソコンの整備やIT活用を支援する専門家の派遣及び地域住民が小・中学校と連携して校内LANの整備を行うネットデイの支援により、教育情報ネットワーク（京都みらいネット）の活用を促進 等

#### (2) デジタル疎水を活用した地域活性化の推進

（北部地域での利用拡大）

「京都府地域と人をむすぶITコミュニケーションプラザ（愛ティープラザ）」の活動成果を踏まえた北部各地域でのIT活用の推進 等

#### (3) デジタル疎水の利活用推進のための環境整備

- ・ITコンソーシアム京都の活動を通じ、デジタル疎水や京都市が進める京都ONE等の情報ネットワーク基盤を京都全体で利活用し、IT活用を積極的に推進
- ・デジタル疎水の利活用に関する情報提供の充実 等

### 〔雇用創出・就業支援対策〕

「新京都府雇用創出・就業支援計画」に基づき、常用雇用等安定的な就業機会の創出・拡大と、地域経済を支える人材育成・確保を施策の基本方向として、関連施策の積極的な展開を図る。

#### (1) 常用雇用等安定的な就業機会の創出・拡大

産業活性化に関する計画等、他の関連行動計画に盛り込まれた施策と連携し、国、府、市町村、民間が一体となって、環境や健康・福祉、教育、観光など、今後成長が

見込まれる分野に重点投資を行い、産業振興と生活基盤の整備を図るとともに、起業支援やコミュニティビジネスなどの育成を図り、常用雇用等安定的な就業の場づくりを進める。

施策の展開に当たっては、企業誘致に努めるとともに、事業拡大や異業種への進出を図る企業等を支援することで、就業機会の増大促進に努める。

さらに、若年者や中高年齢者、障害者等の採用拡大について、引き続き、関係経済団体を通じ府内企業に要請する。

## (2) 地域経済・社会を支える人材の育成・確保

地域経済・社会を支える人材を育成・確保するため、情報提供、相談から職業紹介までを一貫して行うワンストップ・サービスの充実や職業能力の開発等により、若年者や中高年齢者、女性、障害者、教育・就労環境等により就職が困難となっている人達に対する就業支援を行う。

### ①若年者就業支援対策の一層の推進

#### i フリーター等の常用雇用化支援

正規雇用を希望するフリーターや学卒未就職者の常用雇用化を支援するため、情報提供、相談から職業紹介までのサービスをワンストップで提供する若年者就業支援センター(ジョブカフェ)の総合的な充実や周知を図り、就職に直結したフリーター向けキャリアアップ研修の実施等、働く意欲や自信向上のための専門サービス窓口機能の強化を進めるとともに、実践的な職業能力開発の推進等、雇用のミスマッチの解消に努める。

#### ii 就職を希望しているものの行動に移せないニートの職業的自立支援

ニート向け職業相談の実施やニート相互が交流できる場づくり及び職業体験工房の整備検討や、ニートの自立支援を行っているNPO等との連携強化を図る。

### ②京都産業を担う人材の育成

#### i 中小企業を支える人づくり

中小企業において求められる、経理から人事、法規、情報管理までの幅広い業務に対応できる人材を育成するため、効果的な研修プログラムを開発・普及するとともに、近年の技術革新や産業構造の変化等に対応できる在職者向けの技術向上プログラムの展開や、情報通信分野や健康創出産業等新産業分野への参入を目指す企業経営者等に必要な支援情報を提供する。

#### ii 地域社会を支える人づくり

環境や健康・福祉、教育、観光、農林水産業などの分野での就業及び起業を希望する人や、府北部地域へのUターンを希望する人に対し、情報提供や相談、セミナーの実施等による支援を行う。

また、府等が誘致した企業への人材の供給を促進するため、大学等教育機関や各種の職業能力開発機関、経済団体等と連携した情報提供や人材育成等のシステムづくりを進める。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1131 (1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の  
午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 有限会社パソクイック ハロー！パソコン教室 四条烏丸校／桂駅前校

本社・四条烏丸校所在地：

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 637 番地 第五長谷ビル 8F

桂駅前校所在地：

京都市西京区川島有栖川町 7-3 桂 KOEI ビル 4 F

(2) 株式会社 オフィスベリー ハロー！パソコン教室 伏見桃山校

所在地：京都市伏見区瀬戸物町 732 ピックド1ビル 1F

(3) [講座共同開設者 (修了認定に係る試験の提供者)] 日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1-5-7 江原ビル 5 F

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(C I W併用コース)

別添資料 1 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣又は独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。ただし、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。
- イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。但し、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

### (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：下表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー

	出題分野		試験項目
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

## 別紙 2 - 1

### 1 特定事業の名称

1 1 3 2 ( 1 1 4 4、1 1 4 6) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 有限会社パソクイック ハロー！パソコン教室 四条烏丸校／桂駅前校

本社・四条烏丸校所在地：

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 637 番地 第五長谷ビル 8F

桂駅前校所在地：

京都市西京区川島有栖川町 7-3 桂 KOEI ビル 4 F

(2) 株式会社 オフィスベリー ハロー！パソコン教室 伏見桃山校

所在地：京都市伏見区瀬戸物町 732 ピックド 1 ビル 1 F

(3) [講座共同開設者 (修了認定に係る試験の提供者)] 日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C )

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報処理技術者試験対策講座」( C I W 併用コース)

別添資料 2 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣又は独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C ) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。ただし、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。但し、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

### (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：下表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー

	出題分野		試験項目
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

## 別紙2-2

### 1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

学校法人 立志舎 京都IT会計法律専門学校

所在地:京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町719番地

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

所在地:東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 立志舎 京都IT会計法律専門学校】

基本情報技術者試験対策講座② 履修計画:別添資料3のとおり

#### (2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の3分の2以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、平成19年4月から実施されている基本情報技術者試験対策講座を履修している者にあつては、基本情報技術者試験対策講座②の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

### (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

出題内容	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論(伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など)
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造(スタックとキュー、2分木、リストなど)
	流れ図の理解、アルゴリズム(整列、探索、併合など)
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語(種類と特徴など)
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど	
主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど	
補助記憶装置や媒体(種類と特徴、性能計算など)	
入出力インタフェース(種類と特徴など)	
入出力装置(種類と特徴、性能計算など)	

	4	システム構成要素	システムの利用形態、システム構成など	
		クライアントサーバシステム、RAID など		
		システムの性能、信頼性、経済性など		
		5	ソフトウェア	オペレーティングシステム (タスク管理、記憶管理など)
			ミドルウェア (API、ライブラリ、シェルなど)	
			ファイルシステム (ディレクトリ、ファイル編成など)	
			言語処理ツール (コンパイラ、リンカ、ローダなど)	
			CASE、エミュレータ、シミュレータなど	
		6	ハードウェア	基本論理回路、組合せ回路など
	3		技術要素	
	7	ヒューマンインタフェース	GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など	
		8	マルチメディア	オーサリングツール、JPEG、MPEG など
			9	データベース
		データ分析、データベースの設計、データの正規化など		
		データ操作、SQL など		
		排他制御、障害回復、トランザクション管理など		
		10	ネットワーク	インターネット (各種プロトコル、IP アドレスなど)
			LAN と WAN (トポロジ、回線、DSU、モデムなど)	
			LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など	
			OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など	
		11	セキュリティ	暗号技術、認証技術、利用者確認など
	ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など			
	不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など			
	4	開発技術		
		12	システム開発技術	業務分析と要件定義 (DFD、E-R 図、UML など)
			モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など	
			構造化プログラミング、コーディングなど	
			テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど	
	13	ソフトウェア開発管理技術	ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど)	
SLCP、リバースエンジニアリングなど				
マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント		
		14	プロジェクトマネジメント	コスト見積り (ファンクションポイント法など)
			日程計画 (アローダイアグラムなど)	
	進捗管理、品質管理、コスト管理など			
	6	サービスマネジメント		
		15	サービスマネジメント	ITIL (サービスサポート、サービスデリバリなど)
			コンピュータの運用・管理、システム移行など	

スト ラテ ジ 系	7	システム戦略
	17	システム戦略 業務プロセス（業務改善、BPR、SFA など）
	8	経営戦略
	19	経営戦略マネジメント 経営戦略手法（コアコンピタンス、PPM など） マーケティング理論、マーケティング手法など 経営管理システム（CRM、SCM、ERP など）
	21	ビジネスインダストリ ビジネスシステム（POS システム、EOS など） エンジニアリングシステム（CAD、CAM、MRP など） e-ビジネス（EC、EDI、RFID など）
	9	企業と法務
	22	企業活動 経営組織（事業部制組織、CIO など） ヒューマンリソース（OJT、CDP、MBO など） 経営管理と問題発見技法（PDCA、KJ 法など） OR・IE（線形計画法、品質管理、在庫問題など） 会計・財務（財務会計、管理会計、リースなど）
	23	法務 知的財産権（著作権、産業財産権など） ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど） 標準化団体（JIS、ISO、IEEE など） 各種コード（文字コード、QR コード、ISBN コードなど） 補助単位（T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ）

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。